

資料 5

国家戦略特区の今後の進め方について

2023. 12. 26

垣内俊哉
越塚 登
菅原晶子
中川雅之
南場智子

1. 地域・社会課題の解決に向けた特区における喫緊の取組

我が国の経済社会は、現在、未曾有の少子化・高齢化、人手不足、物価高騰などの状況の中で、多くの政策課題を抱えており、いわば、新たな経済成長を模索する、その岐路にある。こうした中、官民が一体となって、新たな経済社会を切り拓く上で障壁となっている旧来型の規制措置を抜本的に改革し、国民一人一人がより豊かさを実感できる経済社会環境を創り出していくことが喫緊の課題である。

このため、特区制度においても、「世界で一番ビジネスのしやすい環境」の創出とともに、今回、「地域・社会課題の解決に向けた今後の特区の取組（『デジタル田園健康特区』の取組の横展開）」で示されたように、地域の実情に寄り添いつつ、デジタル技術の力も活用して、交通・観光、子ども・教育、医療・福祉・障害者といった分野での地域・社会課題の解決に早急に取り組んでいく必要がある。

政府においては、来年6月の国家戦略特区諮問会議を目指して、国家戦略特区ワーキンググループでの議論をしっかりと行った上で、地域における新たな特区の取組を最大限に発掘・支援していくこととすべきである。

2. 特区で実施された規制・制度改革の取組の早急な全国展開の推進

これまで、国家戦略特区制度においては、合計80件の規制の特例措置の全国展開を実現し、今回の「国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について」においても5件の全国展開措置が示された。国家戦略特区の成果を地方にも幅広く均てんし、我が国全体としての経済成長につなげるため、今後も、より一層、規制の特例措置の全国展開を推進していくことに注力するとともに、特区の取組について、国内に加え、海外への情報発信にも積極的に取り組むべきである。

なお、国家戦略特区制度における規制の特例措置の全国展開については、「国家戦略特別区域基本方針」（平成26年2月25日閣議決定）を踏まえ、“特区にお

いて導入された特例措置による弊害が生じていない限り、当該措置をそのまま全国へ展開すべき”ものである。特に、病床規制の特例による病床の新設・増床の容認や小規模保育所における対象年齢拡大といった案件を含め、全国展開に際し所管府省庁が特例に条件等を付して特区で実施した措置を矮小化することは容認できない。特区で行われた規制・制度改革が全国規模でその成果を享受できるように取り組む必要がある。

3. 金融・資産運用特区に係る取組について

新しい資本主義の下、成長と分配の好循環のために、資産運用立国実現プランの一環として「金融・資産運用特区」の創設が掲げられている。主に金融・資産運用サービスの集積・拡充に資するビジネス・生活環境の整備に係る規制の特例措置について、国家戦略特区制度の活用も検討されているところ、仮に国家戦略特区制度を活用する場合には、金融庁の主体的な取組の下に、関係府省庁と連携しつつ、規制の特例措置に係る具体的事項を早急に精査・調整し、国家戦略特区ワーキンググループでの検討も経た上で、規制・制度改革の実施が図られるよう取り組むべきである。

4. 特区における規制・制度改革を進める上での各府省庁における真摯な対応

我が国が置かれた厳しい経済社会環境を踏まえれば、特区制度の活用等により、社会環境や技術の変化を先取りする形で、あらゆる分野での規制・制度改革を早急に進めることが必要であり、そのためには、規制・制度を所管する各府省庁において、エビデンスに基づく徹底した調査・検討を踏まえた、前向きかつ真摯な対応が必要である。各府省庁は総じてそのように真摯に対応を進めているが、他方、例えば、デジタル田園健康特区における救急医療現場でのタスクシェアの取組（「救急救命処置への『エコー検査』の追加」）など、所管府省庁において十分な調整・対応が図られているとは考えにくい案件も散見される。このため、関係府省庁に対し、国家戦略特区制度の趣旨・基本方針等を十分踏まえ、規制・制度改革提案に対して責任ある体制の下で真摯に検討を進めるとともに、国家戦略特区制度の下で決められた事項を着実に実施するよう求める。